

平成 2 7 年 度

芦 屋 市 立 あ し や 温 泉
指 定 管 理 年 度 協 定 書

芦 屋 市

平成27年度芦屋市立あしや温泉の管理に関する年度協定書

芦屋市（以下「甲」という。）と株式会社オーエンス（以下「乙」という。）とは、平成26年4月1日付けで締結した芦屋市立あしや温泉（以下「あしや温泉」という。）の管理運営に関する基本協定書に基づき、次のとおり年度協定を締結する。

（協定の期間）

第1条 この協定の期間は、平成27年4月1日から平成28年3月31日までとする。

（指定管理料）

第2条 前条に定める期間のあしや温泉の指定管理料は、金35,068,000円（消費税及び地方消費税相当額を含む。）とする。
2 基本協定における管理運営業務仕様書に定める業務に変更がある場合は、甲乙協議の上、指定管理料の額を変更することができる。

（指定管理料の支払時期）

第3条 指定管理料は、四半期毎に、指定管理料の4分の1相当額である金8,767,000円（消費税及び地方消費税相当額を含む。）を、適法な請求書受領後30日以内に支払うものとする。

（光熱水費の精算）

第4条 光熱水費については会計年度終了後1か月以内に精算を行い、残額が生じた場合は甲へ戻入し、不足が生じた場合は甲が負担するものとする。

（施設の維持補修等）

第5条 施設の維持補修のうち、1件30万円以下の案件については、補修発注時に甲に補修の連絡をするとともに、補修後速やかに報告すること。
30万円を超える維持補修及び備品の取得等については、甲乙協議の上、行うものとする。

（疑義の決定）

第6条 この年度協定に関して、疑義が生じたとき又は定めのない事項については、甲乙協議して定めるものとする。

この年度協定の成立を証明するため本書2通を作成し、甲乙が記名押印の上、各自1通を保有する。

平成 27 年 4 月 1 日

甲 芦屋市精道町7番6号
芦屋市
芦屋市長 山 中 健

乙 東京都中央区銀座四丁目12番15号
株式会社オーエンス
代表取締役 大 木 一 雄